

2021年2月3日

1 茂木敏充外務大臣及び岸信夫防衛大臣並びにドミニク・ラーブ英外務・英連邦・開発大臣兼首席大臣及びベン・ウォレス英国防大臣は、2021年2月3日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する現下の情勢により、ビデオ会議形式で第4回日英外務・防衛閣僚会合を開催した。

2 新たな保健、気候及び安全保障上の課題を認識し、四大臣は、日本と英国の間の安全保障、防衛及び開発協力を前進させることへのコミットメントを改めて強調した。四大臣は、共に海洋国家かつインド太平洋地域におけるアクターである日本と英国が、自由、民主主義、人権及び法の支配という核心的な価値への基本的なコミットメントを共有するグローバルな戦略的パートナーであり、欧州及びアジアにおける互いの最も緊密な安全保障上のパートナーであることを再確認した。四大臣は、自由で開かれたインド太平洋に向けた協力の更なる強化へのコミットメントを新たにした。この文脈で、四大臣は、地域の安全保障を維持し、ルールに基づく国際秩序を堅持するため、引き続きリーダーシップを発揮していくことへのコミットメント及び経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みへの反対を確認した。四大臣は、地域の平和と安定を達成すべく、同志国との緊密な協力への強い期待を表明した。

開かれ、相互に連結した経済という価値を共有する、自由貿易の最大の擁護者の一員として、四大臣は、日英包括的経済連携協定を含む日英間の強固な経済的パートナーシップの継続を歓迎し、自由貿易と繁栄に向けた共通の目標を確認した。革新的かつダイナミックな経済主体として、四大臣は、より良い復興、経済成長の波及及び自由貿易、技術の変化及び科学的発見の恩恵がグローバルに感受されるようにすることが重要であることを強調した。

3 茂木大臣及び岸大臣は、英国の安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直しの進捗、並びに英国によるインド太平洋地域及び日英協力の前進への強固なコミットメントを歓迎した。四大臣はまた、共同行動計画に基づく協力を更に前進させることへのコミットメントを新たにした。

（二国間協力）

4 四大臣は、海洋安全保障における日英協力が引き続き優先事項であるとの前向きな進捗を再確認し、これを更に強化していくこと及び地域の安全保障を維持するためにリーダーシップを発揮していくことにコミットした。四大臣は、地域への重要な積極的かつ建設的な影響を有することを意図する2021年の英海軍艦「クイーン・エリザベス」及び空母打撃群による東アジアを含む地域への訪問計画を歓迎した。四大臣は、空母打撃群の東アジア訪問が日英防衛協力を新たな段階に引き上げる機会となるよう、協力していくことを確認した。四大臣はまた、この訪問が自由で開かれたインド太平洋に資するとの認識を共有した。

5 四大臣は、共同運用・演習のための行政上、政策上及び法律上の手続を相互に改善する取決めに引き続き取り組む必要性を強調した。これは、日本国自衛隊と英

国軍との間の複合的な相互運用性の強化に資するものとなる。四大臣は、英海軍と日本国海上自衛隊の安全保障協力を一層促進する海洋安全保障に係る取決めの署名を歓迎し、両国の既に強固な協力関係を一層強化する意図を確認した。四大臣は、日本国自衛隊と英国軍とのより実践的な協力を可能とするこうした進捗を歓迎した。

6 さらに、四大臣は、陸、空、サイバー及び宇宙を含むその他の領域における進捗を歓迎し、共同行動計画に附属する防衛当局間の3か年計画に従って更に進めていくことを再確認した。特に、これまで日本及び英国において実施された日英陸軍種共同訓練「ヴィジラント・アイズ」の着実な進捗を歓迎した。四大臣は、防衛装備・技術協力に関し、日英防衛装備・技術協力運営委員会の作業の進捗を支持した。四大臣は、次期戦闘機システム（FCAS／F-X）について、双方の要求性能並びにより高度な技術及びより高い費用対効果を得るための協力がもたらす利益を理解するため、サブシステムレベルで実施中の対話を歓迎した。四大臣は、共同による新たな空対空ミサイル（JNAAM）の実証に係る共同研究の重要性を強調した。四大臣は、2020年に人員脆弱性評価に係る共同研究が成功裏に完了したこと及び次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究（JAGUAR）の進捗を歓迎した。

7 四大臣は、インド太平洋地域を含む開発途上国の能力構築における連携の進捗を歓迎した。四大臣は、海洋安全保障、安全、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援及び災害救援、質の高いインフラの促進、ジェンダー主流化、紛争下の性的暴力の防止を含む女性・平和・安全、平和維持活動、地雷除去等の戦略的優先事項において、将来の共同能力構築に向けて引き続き調整していく考えを共有した。

8 この文脈で、外務・英連邦・開発省の創設を踏まえ、四大臣は、2030年までに持続可能な開発目標を含む地球規模課題に取り組むため、戦略的開発協力を前進させることを決定した。特に、四大臣は、最近の日英開発政策対話の実施を歓迎し、連結性を強化するため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を開発途上国に普及させ、個別案件において同原則を実施することへのコミットメントを再確認した。加えて、四大臣は、女子教育に関するG7の目標を支持することを再確認した。四大臣は、低所得開発途上国において、より良くかつよりグリーンな復興が可能となるよう、新型コロナウイルス感染症からの持続可能で包摂的な回復を支援するG20の行動を確保するため、2021年に共同して取り組むことへの支持を表明した。

9 四大臣は、自由で、開かれ、平和で安全なサイバー空間を確保し、悪意あるサイバーアクター及びサイバー活動について非難することを含めてサイバー攻撃に対応することへのコミットメントを再確認した。四大臣はまた、オープンアーキテクチャを促進する産業界の取組を支援することやG7等の多国間フォーラムを通じ、サイバーセキュリティを強化するため、より多様で、透明性があり、オープンで、安全かつ相互運用可能な5Gネットワーク・アーキテクチャに向けて協力していくことにコミットした。

四大臣は、二国間の対話や国際場裏における協力の取組を通じ、宇宙空間における安全及び安全保障上の課題に対処し、宇宙システムに対する脅威を低減させるた

めの責任ある行動の規範、規則及び原則を発展させるため、引き続き協力を強化していくことを決定した。

10 四大臣は、二国間の安全保障上の協力を支援する、情報及び分析の安全で時宜を得た交換を円滑にするための協力の強化に引き続き取り組む必要性を認識した。

11 四大臣は、日本と英国が共有する利益に対するテロリストからの脅威に対処する上で、航空保安及び海洋安全保障が重要な分野であることを確認し、アジアのパートナーとこれらの分野での協力を深化させていくことを決定した。

四大臣は、現在の地球規模の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が我々の安全保障、安定及び繁栄に影響を与えることを認識した上で、感染拡大に対応するための、野心的で協調的な、また、国際的に合意された方策の重要性を強調した。四大臣は、感染症による平和と安全に対するリスクを管理し、将来の感染拡大により良く備えるために、結束した行動が重要であることを確認した。四大臣は、この文脈における日英両防衛大臣からの提案、すなわち、人道支援及び災害救援活動で得られた教訓の共有、第三国のレジリエンス向上を支援するための協力、ルールに基づく国際秩序の強化、偽情報に共に対処すること等の分野において日英防衛協力を促進するとの提案を支持した。

#### (国際協力)

12 四大臣は、G7が外交政策上の危機に対し共同の行動により迅速に対応できるようにすること、主要な地球規模課題に取り組む上で開かれた社会が最も効果的であると示すこと、新型コロナウイルス感染症からより良く復興すること、人権の保護及び促進について協力すること及び気候変動に対処することを含む2021年のG7等の国際的枠組みにおける協力の更なる強化に向けた決意を再確認した。

英国が主催するCOP26に先立ち、気候変動が引き続き人々、生態系及び経済の安全に影響を及ぼすものであることを踏まえ、四大臣は、温室効果ガス排出実質ゼロを目指すパートナーとして協力していくことの重要性を確認した。気候変動分野における国際的なリーダーとして、日本と英国は、パリ協定の目標に沿ってCOP26の野心的で包括的な交渉の成果を支持し、野心的かつ持続可能で地球規模の気候行動を共にリードしなければならない。

英国は、日本がCOP26までに、意欲的な2030年目標を表明し、各国との連携を深めながら、世界の脱炭素化を前進させるとの菅総理大臣による最近の発表を認識した。日本は、英国が1990年水準で68%の排出削減を行うとの野心的なNDC目標を設定したこと及び英国が海外における化石燃料計画への税金に基づく支援をできる限り早期に終了させることを認識した。

13 四大臣は、国連安全保障理事会の早期改革を含む国連改革の実現へのコミットメントを改めて強調した。英国は、日本の国連安保理常任理事国入りへの強い支持を再確認した。

14 四大臣は、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用を含む全ての側面における核兵器不拡散条約(NPT)の完全な実施への強いコミットメントを改めて強調した。NPTは、核軍縮及び核兵器の最終的な廃絶に向けて国際社会が具体的か

つ現実的な措置をとることを可能とする礎石である。さらに、四大臣は、日本と英国がNPT体制の維持及び強化並びに次回NPT運用検討会議における意義ある成果の達成のため、引き続き協力していくことを改めて強調した。四大臣は、透明性及び相互理解を増進し、誤解や誤算のリスクを低減させるため、核兵器保有国間、及び核兵器保有国と非核兵器国間の戦略的リスク低減及び軍備管理の対話の重要性を強調した。

四大臣は、シリアの人々及びロシア人政治家のアレクセイ・ナヴァリヌィ氏に対する使用を含む化学兵器の継続的な使用について懸念をもって留意した。四大臣は、化学兵器禁止条約体制を維持することへの日本及び英国のコミットメントを強調した。四大臣は、化学兵器禁止機関への支持と信頼を表明した。四大臣は、化学兵器を使用した者は責任を追及されなければならないと改めて強調した。

四大臣は、生物兵器禁止条約を一層効果的なものとする事への支持を表明した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を認識しつつ、四大臣は、生物兵器禁止条約の締約国は、第9回運用検討会議の成功を確保すべく協力しなければならないと考えた。四大臣は、化学、生物又は毒素兵器の使用疑惑について調査する国連事務総長メカニズムの重要性への注意を喚起した。

15 英国が重要なメンバーであるNATOに関し、四大臣は、対話の強化及び一層実践的な協力の機会の探求を含め、日本のパートナーシップを深化させるべく、日本・NATO間の協力を一層促進する意図を表明した。

#### (地域情勢)

16 四大臣は、東シナ海及び南シナ海の状態について深刻な懸念を表明するとともに、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みに対し強く反対した。四大臣は、南シナ海における航行の自由及び上空飛行の自由を維持することの重要性を再確認し、全ての当事者に対して自制と特に軍事化や威圧などの緊張を高める可能性の高い活動を控えることを要請した。四大臣は、海洋における全ての活動が従わなければならない法的枠組みを規定した国連海洋法条約(UNCLOS)に反映された国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性及び全ての海洋権益に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づかなければならないことを強調した。四大臣は、UNCLOSに基づく仲裁裁判所によって発出された比中仲裁判断が最終的かつ両紛争当事国を法的に拘束することを改めて強調した。四大臣は、南シナ海に関する行動規範(COC)が、UNCLOSに反映された国際法と整合し、南シナ海を活用するあらゆるステークホルダーの権利及び利益を害さないことを要請した。

17 四大臣は、特に、香港基本法、及び、法的拘束力を有する国連に登録された英中共同声明の諸原則の下での中国の国際的コミットメントと合致しない国家安全維持法など、香港をめぐる最近の情勢について重大な懸念を強調した。四大臣は、共同声明に規定された権利並びに自由及び香港の高度な自治が維持されることの重要性を強調した。四大臣はまた、延期された立法会選挙手続が公正で透明な形で本年後半に実施されることの重要性を強調した。四大臣は、新疆ウイグル自治区の人権状況について重大な懸念を共有した。四大臣は、新疆ウイグル自治区においてウイグル族及びその他の少数民族に対し、重大な人権侵害が行われているとの信頼性のある報告が増えていることを強調した。四大臣は、国際的なパートナーと共に、中国に対し国際的な人権上の義務を遵守するよう要請し、また、報告されている侵

害について声を上げる国々の輪を広げることの重要性を強調した。

18 四大臣は、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及び弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に対するコミットメントを改めて強調した。四大臣は、弾道ミサイル技術を使用した発射を含むいかなる挑発行動に対しても反対することを改めて強調した。四大臣は、そうした目標を達成するための最適な手段として、外交及び国際的な関与に対する支持を強調し、関連する国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。四大臣は、北朝鮮関連船舶による違法な瀬取りに対する警戒監視活動における実践的な協力の更なる促進にコミットした。四大臣は、拉致問題の早期解決に向けて引き続き緊密に協力していくとの認識を共有した。

19 四大臣は、ASEANの一体性及び中心性並びにASEAN主導の地域枠組みへの強固な支持を再確認した。四大臣は、また、「インド太平洋に関するASEANアウトLOOK」への完全な支持を再確認した。

20 四大臣は、中東の安定と繁栄を確保することへのコミットメントを確認した。四大臣は、中東和平プロセスにおける二国家解決への変わらぬ支持を再確認した。四大臣は、イランの原子力関連活動に関する包括的共同作業計画（JCPOA）を支持することの重要性を強調し、イランに対して合意の完全な遵守を求めた。四大臣は、合意の検証と監視における国際原子力機関（IAEA）の国際的な役割を強調し、イランに対して保障措置の問題を含めIAEAに完全に協力するよう強く要請した。さらに、四大臣は、イランに対して、イランの原子力関連活動の平和的な性格への国際的な信頼を維持するために、第2231号及び第1540号を含む関連する国連安保理決議を完全に遵守するよう要請した。四大臣は、2020年9月のカタールにおけるアフガニスタン和平交渉の開始を歓迎し、2020年11月のアフガニスタンに関するジュネーブ会合において表明されたように、この重要な時期に、アフガニスタンを支援することへのコミットメントを再確認した。

21 四大臣は、それぞれの事務当局に、本日の会合の結果を綿密にフォローアップし、次回の外務・防衛閣僚会合において報告するよう指示した。

(了)